

日本カント協会濱田賞選考規程

2005年12月制定

2015年11月改定

2019年9月改定

2021年9月改定

第1条 日本カント協会は、若手会員のカント哲学に関する研究の発展に資するため、「日本カント協会濱田賞」（以下、濱田賞と略記）を設け、すぐれた研究業績を発表した会員を表彰する。

第2条 「濱田賞」は「論文」部門と「著書」部門の二部門からなる。「論文」部門は35歳未満、「著書」部門は40歳未満（いずれも表彰の前年度の満年齢）の会員に対して授与される。

第3条 「濱田賞」の審査対象となる業績は、別に定める濱田賞「論文」部門応募要領及び「著書」部門応募要領に従って応募された論文または単著とする。なお校正原稿は審査対象としない。

第4条 「濱田賞」の表彰は、各年度大会の総会時に行う。

第5条 「濱田賞」の審査のために濱田賞選考委員会を設ける。

- 2) 委員会は濱田賞選考委員会を兼務し、選考委員長を会長が務める。
- 3) 濱田賞「論文」部門に関しては、選考委員会は編集委員会に選考を委任する。
- 4) 選考委員会は、定められた期日までに審査の結果を審議し確定する。

第6条 「論文」部門、「著書」部門の審査に関しては、別に定める。

第7条 選考委員長は結果を公表する。

付則

1. 本規程の改廃は、委員会の議を経て、総会に報告される。